

令和3年7月1日

合併に係る事後開示書類

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎



株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス(以下「エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス」といいます。)と日本管財株式会社(以下「弊社」といいます。)は、令和3年4月22日に締結した合併契約書に基づき、エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスを吸収合併消滅会社とし、弊社を吸収合併存続会社として、エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスの権利義務全部を弊社に承継させ、エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスは解散する吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行いました。

そこで、弊社は、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり本吸収合併に関する事項を記載した本書面を作成し、会社法第801条第3項第1号に基づき、本書面を本店に備え置くこととします。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第200条第1号)

令和3年7月1日

2. 吸収合併消滅会社であるエヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスにおける会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第200条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求については、弊社はエヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスが発行する全株式を保有する特別支配会社であり、弊社以外にはエヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスの株主は存在しないため、同条第2項第2号括弧書により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

会社法第 787 条第 1 項の規定による新株予約権買取請求権については、エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスが同請求の対象となる新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスは、令和 3 年 5 月 26 日に、会社法第 789 条第 2 項及び定款第 4 条の規定に基づき、官報に債権者に対する公告を行い、また、同法第 789 条第 2 項の規定に基づき、同年 5 月 20 日付け「債権者異議申述の催告書」によって知れている債権者への個別催告を行いました。会社法第 789 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社である弊社における会社法第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法 796 条の 2 の規定による吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

弊社は、令和 3 年 5 月 26 日に、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条の規定に基づき、官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

弊社は、本吸収合併の効力発生日である令和 3 年 7 月 1 日をもって、エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスより、その資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。弊社がエヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスから承継した資産の額は 10 億 5200 万 4 千円、負債の額は 6 億 1577 万円（金額はいずれも概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本吸収合併に関する変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

弊社は、令和 3 年 7 月 1 日に本吸収合併に係る変更登記申請を行う予定です。

7. その他本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

本吸収合併は、会社法第 784 条第 1 項に規定する場合に該当するため、吸収合併消滅会社は株主総会の承認を得ることなく本吸収合併を行いました。

以 上

別 紙

令和3年5月21日
(改正 令和3年5月27日)

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示書類)

大阪府大阪市中央区淡路町
三丁目1番5号
株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス
代表取締役社長 岡元 重樹



株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス（以下「当社」といいます。）と日本管財株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、当社と吸収合併存続会社との間で令和3年4月22日付けで締結された合併契約書に基づき、同年7月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、次のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した本書面を当社の本店に備え置きます。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本件合併に際して、吸収合併存続会社は、当社の株主に対し、株式に代わる金銭等の交付を行いません。

吸収合併存続会社は、当社の発行済み株式の全てを保有しており、当社は吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本件合併に際して株式に代わる金銭等を交付しないことは相当であると判断しております。

また、本合併による吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の増加はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

ロ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はございません。

ハ 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項

イ 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

ロ 最終事業年度がないときは成立日における貸借対照表

該当事項はございません。

6. 吸収合併の効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は8億6790万8千円、負債の額は8億1306万9千円、純資産額は5483万9千円です。

また、吸収合併存続会社は、令和3年3月31日現在の貸借対照表（単体）における資産の額は585億4600万円、負債の額は146億7900万円、純資産額は438億6600万円です。

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な

変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上に加えて、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収合併存続会社の負担する債務については、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

7. 本書面備置開始日後上記各事項について生じた変更の内容

当社は、令和3年5月27日の定時株主総会において、2021年（令和3年）3月期の計算書類を承認しました。上記6.について、令和3年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は8億1171万1千円、負債の額は6億1515万8千円、純資産額は1億9655万2千円です。

以 上

別紙 1 吸収合併契約の内容

040000

合併契約書

日本管財株式会社(住所:兵庫県西宮市六湛寺町9番16号。以下「甲」という。)及び株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス(住所:大阪府大阪市中央区淡路町三丁目1番5号。以下「乙」という。)は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する(以下本条に基づく合併を「本合併」という。)。

第2条 (本合併に際して交付する金銭等)

甲は、甲が乙の全株式を保有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)の交付を行わない。

第3条 (効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2021年7月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条 (従業員の処遇)

乙は、効力発生日の前日までに、乙の子会社から乙へ出向している全従業員の出向契約を終了させるものとする。

第5条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、剰余金の配当その他その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め相手方の書面による同意を得なければならない。

第6条 (本合併の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は、本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が発生した場合には、甲乙協議のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

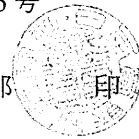
第7条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその1通を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年4月22日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎



乙 大阪府大阪市中央区淡路町三丁目1番5号
株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス
代表取締役社長 岡元 重樹





別紙 2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

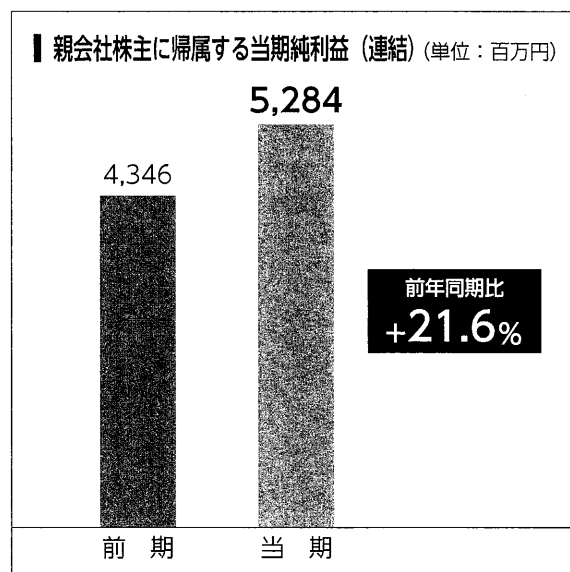
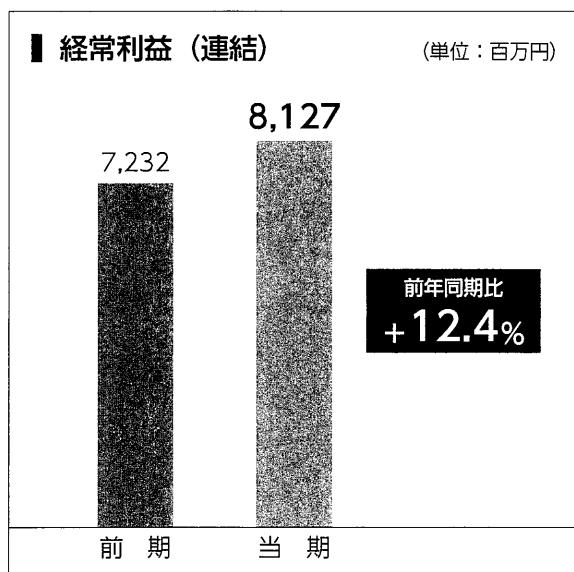
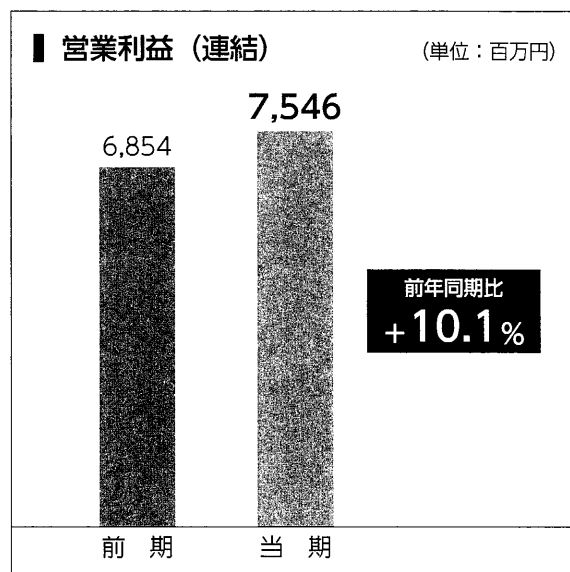
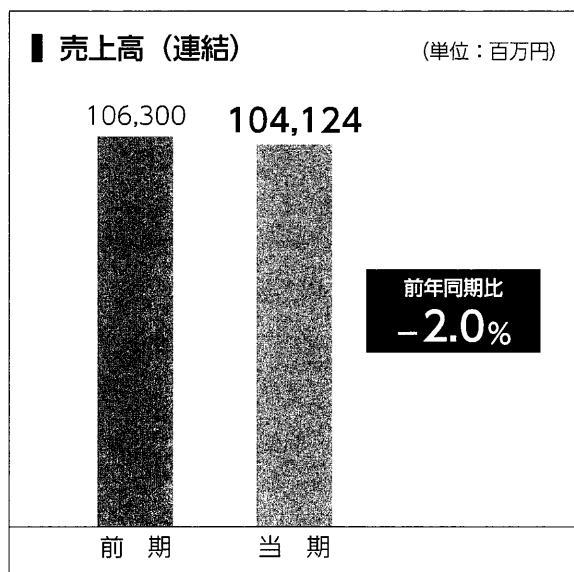
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により景気は低迷し、国内外における経済活動の長期的な停滞により、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

不動産関連サービス業界におきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワーク導入や郊外のサテライトオフィス設置などにより、都市集中型から分散型へ変わりつつあり、オフィスや商業ビルの空室率は、一部の地域を除き上昇に転じております。また、契約先のコスト削減意識が高まる懸念もあり、今後も厳しい経営環境が継続すると予想されます。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、顧客ニーズに応えた良質なサービスを継続的に提供するため、先進的な技術と対応力で「最適な建物管理」を追求し続け、建物の資産価値の向上に努めております。また、主力のビル管理業務の一層の強化・向上を図るとともに、PFI事業や公共施設マネジメント事業などの周辺業務にも、積極的な事業展開を図っております。

当連結会計年度の売上高は、工事業関連業務や臨時業務の受注が伸び悩んだことにより、1,041億24百万円（前年同期比2.0%減）となりました。

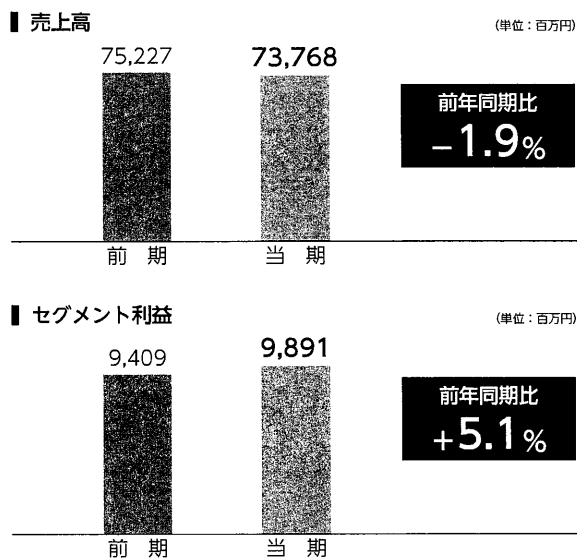
利益面におきましては、売上が伸び悩んだことや組織体制強化に伴う人件費等の増加の影響がありましたが、料金改定や仕様内容・作業効率の見直し等による利益確保に努めたことにより、営業利益は75億46百万円（前年同期比10.1%増）、経常利益は81億27百万円（前年同期比12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は52億84百万円（前年同期比21.6%増）となりました。



■ 建物管理運営事業

主たる業務であるビル管理業務及び保安警備の建物管理運営事業につきましては、工事関連業務の受注が伸び悩んだことにより、当連結会計年度の売上高は737億68百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

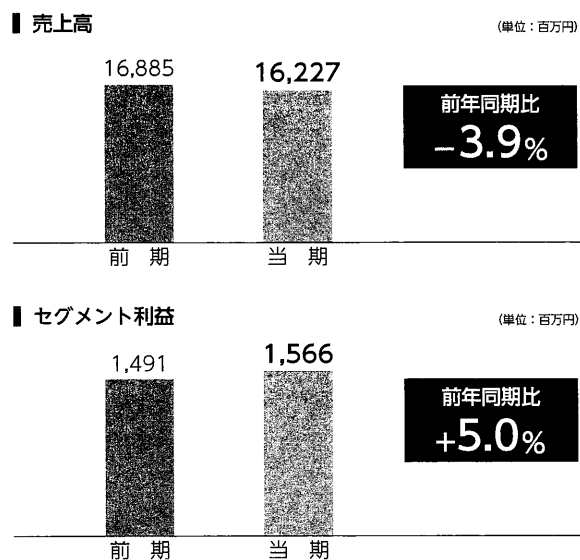
利益面におきましては、料金改定や継続的なコスト削減等の原価管理を徹底したことにより、セグメント利益は98億91百万円（前年同期比5.1%増）となりました。



■ 住宅管理運営事業

マンション及び公営住宅の管理を主体とする住宅管理運営事業につきましては、工事関連業務の受注が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は162億27百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

利益面におきましては、収益性の高い業務の受託の増加や料金改定などにより、セグメント利益は15億66百万円（前年同期比5.0%増）となりました。



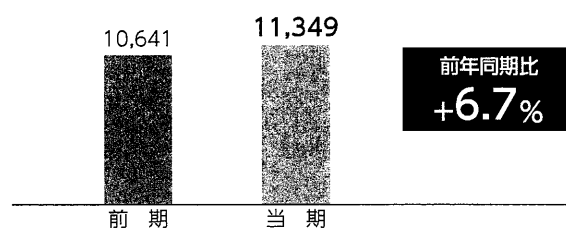
■ 環境施設管理事業

上下水道関連施設等の生活環境全般にかかる公共施設管理を主体とする環境施設管理事業につきましては、ゴミ焼却施設等を中心に新規管理案件の受託や契約更改が堅調であったことに加え、工事関連業務等の受注が増加したことにより、当連結会計年度の売上高は113億49百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

利益面におきましても、料金改定による原価率の改善に加え、適正な人員配置を中心にコスト削減に努めたことにより、セグメント利益は14億76百万円（前年同期比11.2%増）となりました。

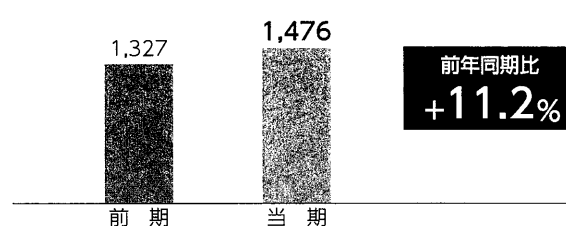
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



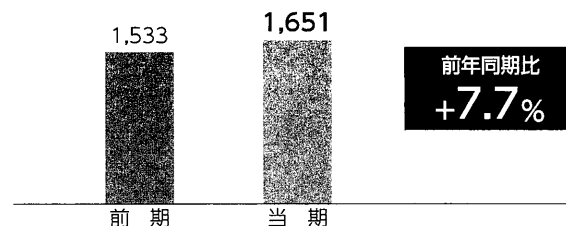
■ 不動産ファンドマネジメント事業

不動産ファンドの組成・資産運用を行うアセットマネジメント及び匿名組合への出資を主体とする不動産ファンドマネジメント事業につきましては、運用資産の売却等により、当連結会計年度の売上高は16億51百万円（前年同期比7.7%増）となりました。

利益面におきましては、運用資産の売却による利益の増加はあったものの、ホテル関係のマスターリース契約による賃料収入が減少したことにより、セグメント利益は45百万円（前年同期比52.9%減）となりました。

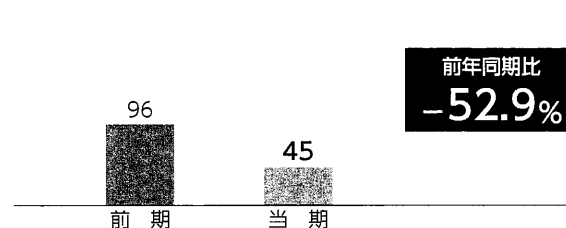
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）

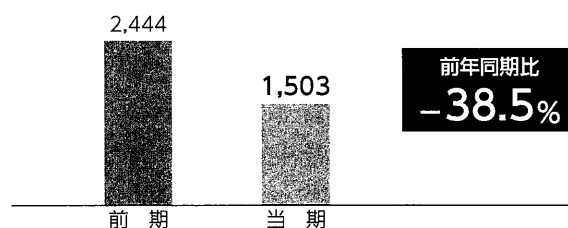


■ その他の事業

イベントの企画・運営、印刷、デザインを主体としたその他の事業は、イベント業務等の減少により、当連結会計年度の売上高は15億3百万円※（前年同期比38.5%減）、セグメント利益は2億38百万円（前年同期比1.2%減）となりました。

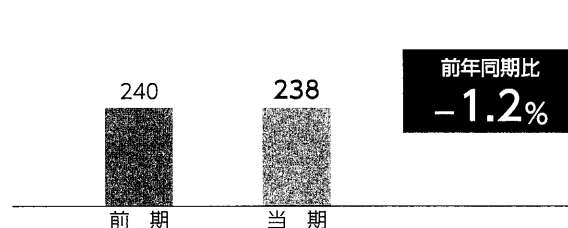
■ 売上高

（単位：百万円）



■ セグメント利益

（単位：百万円）



※セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は7億71百万円であり、主なものは研修所施設の改修及び備品購入等によるものであります。

3. 資金調達の状況

連結子会社である匿名組合が借入れを行っていることに伴い、これらの匿名組合のノンリコースローンが連結貸借対照表に計上されております。ノンリコースローンは、債務履行の責任財産を不動産ファンドの販売用不動産からのキャッシュフローのみに限定し、その他の財産への債務履行請求を行わない借入であります。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済全体に与える影響は大きく、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。不動産関連サービス業界におきましても、取引先企業における管理コスト削減の意識は更に高まり、他社との競合も含め、今後も市場環境は厳しい状況で推移するものと予想されます。

当社グループといたしましては、サービス品質の継続的な向上に努め、併せて付加価値の高い提案を積極的に行うことにより、お客様満足度と収益性の向上を図るとともに、コンプライアンスの徹底と内部統制システムの適切な運用を継続し、更なる企業グループの価値向上に努めてまいります。

今後も企画提案力を主軸に据え、PFI事業や公共施設マネジメント事業など一層の事業展開を図り、国内外問わず当社に関連する業務のM&Aを積極的に推進してまいります。また、社会や生活においてデジタル化が急速に進んでおり、当社グループにおきましても、IT技術等による業務のデジタル化の促進を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応といたしまして、当社グループは引き続き、お客様を始めとする関係者の皆様や協賛会社を含む従業員の安全衛生の確保や健康への配慮を最優先に事業を継続してまいります。

5. 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第53期	第54期	第55期	第56期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	96,478	97,929	106,300	104,124
営業利益 (百万円)	5,772	6,363	6,854	7,546
経常利益 (百万円)	6,379	6,760	7,232	8,127
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,446	4,313	4,346	5,284
1株当たり当期純利益 (円)	129.33	125.11	117.29	141.35
総資産 (百万円)	68,588	72,670	77,024	81,759
純資産 (百万円)	45,203	47,487	53,029	57,143
1株当たり純資産 (円)	1,285.05	1,315.18	1,385.10	1,494.30

(注) 第54期(2019年3月期)より、『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)による表示方法の変更を行っており、第53期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社スリーエス	50百万円	90.0%	保安警備
株式会社日本管財環境サービス	300百万円	100.0%	環境施設管理
株式会社日本プロパティ・ソリューションズ	100百万円	100.0%	プロパティマネジメント
東京キャピタルマネジメント株式会社	100百万円	100.0%	不動産ファンドマネジメント
NSコーポレーション株式会社	50百万円	90.0%	建物総合管理
株式会社日本環境ソリューション	10百万円	100.0%	建物総合管理
株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス	30百万円	100.0%	経営コンサルティング
日本住宅管理株式会社	50百万円	100.0% (100.0%)	マンション管理
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	30百万円	100.0% (100.0%)	人材派遣
株式会社沖縄日本管財	50百万円	100.0%	建物総合管理
日本管財住宅管理株式会社	50百万円	100.0% (100.0%)	マンション管理
NIPPON KANZAI USA, Inc.	440千米ドル	100.0%	企業買収及び米国における情報収集

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合 (内数) であります。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 業 務
建物管理運営事業	複合用途ビル、シティホテル等の清掃管理業務、設備保守管理業務、昼夜間の常駐保安警備業務、各種センサーと電話回線を使用し異常発生時に緊急対応する機械警備業務、契約先のニーズによる受付・オペレータ業務、工事関連業務等
住宅管理運営事業	分譲マンション等の運営管理業務、管理員業務、清掃業務、設備保守管理業務、設備監視・機械警備業務及び事務管理業務、並びに公営住宅の入居者管理業務、維持管理・保全業務
環境施設管理事業	上下水道関連施設、ゴミ処理施設等の生活環境全般にかかる公共施設における諸設備運転管理業務及び水質管理業務
不動産ファンドマネジメント事業	不動産ファンドの運営・アレンジメント、匿名組合への出資、投資コンサルティング、資産管理
その他の事業	イベントの企画・運営、印刷、デザイン、製本、不動産の販売及び売買仲介業務

8. 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

日本管財株式会社	本店（兵庫）、本社（東京）、中部本部（愛知）、大阪本部（大阪）、兵庫本部（兵庫）、九州本部（福岡）、北海道支店（北海道）、東北支店（宮城）、神奈川支店（神奈川）、埼玉支店（埼玉）、岡崎支店（愛知）、京都支店（京都）、阪神支店（兵庫）、中国四国支店（広島）
株式会社スリーエス	本社（兵庫）、東京事業本部（東京）、中部事業本部（愛知）、近畿事業本部（大阪）、九州事業本部（福岡）、東北事業部（宮城）
株式会社日本管財環境サービス	本社（兵庫）、東京支店（東京）、大阪支店（兵庫）、中国支店（山口）、九州支店（福岡）
株式会社日本プロパティ・ソリューションズ	本社（東京）、大阪支店（大阪）、名古屋支店（愛知）、北海道事務所（北海道）、九州事務所（福岡）
東京キャピタルマネジメント株式会社	本社（東京）
N S コーポレーション株式会社	本社（東京）、東戸塚営業所（神奈川）
株式会社日本環境ソリューション	本社（東京）
株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス	本社（大阪）
日本住宅管理株式会社	本社（大阪）、関東支店（東京）、神戸支店（兵庫）、岡山支店（岡山）
株式会社エヌ・ジェイ・ケイ・スタッフサービス	本社（大阪）、東京支店（東京）
株式会社沖縄日本管財	本社（沖縄）
日本管財住宅管理株式会社	本社（大阪）、北海道支店（北海道）、関東支店（東京）、中部支店（愛知）、近畿支店（大阪）、九州支店（福岡）、神戸営業所（兵庫）
NIPPON KANZAI USA, Inc.	本社（アメリカ合衆国ニューヨーク州）

(注) 日本管財住宅管理株式会社は、2020年12月1日付で、本社を兵庫県から大阪府に移転しております。

9. 企業集団の使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
10,079名	327名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（年間平均人員3,593名）は含んでおりません。
2. 使用人数が当連結会計年度において327名増加しておりますが、主として管理物件の増加に伴うものであります。

10. 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社福岡銀行	1,598百万円
株式会社あおぞら銀行	758百万円
シンジケートローン	1,125百万円

- (注) 1. 株式会社福岡銀行及び株式会社あおぞら銀行からの借入れはノンリコースローンによるものであります。
2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資であります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年1月23日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日をもって、完全子会社である株式会社サンエイワークを吸収合併（簡易合併）いたしました。

また、当社は、グループ経営の合理化の観点から、業務の重複を統合し、一本化・効率化を図ることを目的として、2021年4月22日開催の取締役会において、当社グループのマンション管理や住宅管理を専門とする子会社3社の株式を保有する持株会社であり、かつ当社の完全子会社である株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスについて、2021年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行う旨の契約を締結することを決定いたしました。

更に、当社は、グループ企業経営の効率化を高めサービス品質向上を図ることを目的として、2021年4月22日開催の取締役会において、当社グループのアセットマネジメント業務を担う完全子会社である東京キャピタルマネジメント株式会社と、同じく当社グループのプロパティマネジメント業務を担う完全子会社である株式会社日本プロパティ・ソリューションズについて、2021年7月1日を効力発生日として、東京キャピタルマネジメント株式会社を存続会社、株式会社日本プロパティ・ソリューションズを消滅会社とする吸収合併を行う旨の契約を締結することを決定いたしました。

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 160,000,000株
2. 発行済株式の総数 37,383,488株（自己株式3,796,818株を除く。）
3. 株主数 57,418名（前期末比5,499名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本サービスマスター有限公司	12,552,162	33.58
福田 慎太郎	2,066,302	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,895,100	5.07
福田 武	948,608	2.54
光通信株式会社	943,100	2.52
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	852,700	2.28
日本管財社員持株会	796,747	2.13
明治安田生命保険相互会社	556,200	1.49
三菱UFJ信託銀行株式会社	474,368	1.27
日本管財取引先持株会	406,400	1.09

（注）持株比率は自己株式数（3,796,818株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 田 武	(株)スリーエス代表取締役社長
代表取締役社長	福 田 慎 太 郎	日本サービスマスター(有)取締役
専 務 取 締 役	安 田 守	経営管理担当兼人事・秘書担当 NIPPON KANZAI USA, Inc.取締役社長
専 務 取 締 役	徳 山 良 一	技術統轄本部長 (株)日本環境ソリューション代表取締役社長
専 務 取 締 役	高 橋 邦 夫	営業統轄本部長 (株)FCHパートナーズ代表取締役社長 (株)大分駅南コミュニティサービス代表取締役社長 (株)早良グリーンテラス代表取締役社長 (株)福岡カルチャーベース代表取締役社長
常 務 取 締 役	原 田 康 弘	管理統轄本部長
常 務 取 締 役	大 原 嘉 昭	業務統轄本部長 (株)上越シビックサービス代表取締役副社長
常 務 取 締 役	若 松 雅 弘	営業統轄本部本部長代理兼東日本・中部担当 兼PPP・PFI担当
取 締 役	赤 井 利 生	技術統轄本部購買部長
取 締 役	松 浦 秀 隆	人事部長兼管理統轄本部総務部長兼法務室長
取 締 役	森 本 和 彦	営業統轄本部西日本担当
取 締 役	岡 元 重 樹	事務管理事業担当兼管理統轄本部財務統括部長 (株)エヌ・ケイ・ジェイ・ホールディングス代表取締役社長
取 締 役	高 田 康 行	業務統轄本部東日本担当
取締役 (監査等委員)	乾 新 悟	乾光海運(株)代表取締役 乾汽船(株)顧問
取締役 (監査等委員)	山 下 義 郎	(株)カシワテック代表取締役社長 (株)シーメイト取締役会長 尾道造船(株)社外監査役
取締役 (監査等委員)	小 菅 康 太	(株)コスガの家具代表取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 乾 新悟、山下義郎、小菅康太の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 乾 新悟、山下義郎、小菅康太の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置のうえ専任スタッフを常駐させ、社内会議への出席等を通じて情報を収集し監査等委員会と共有しております。また、内部監査室や内部統制室等との連携を緊密にし、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 2020年6月19日開催の第55期定時株主総会において、岡元重樹氏及び高田康行氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

5. 小南博司氏は、2020年7月15日に逝去し、同日をもって取締役（監査等委員）を退任いたしました。
6. 2020年7月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
専務取締役 経営管理担当	安 田 守	専務取締役 管理統轄本部長
常務取締役 管理統轄本部長	原 田 康 弘	常務取締役 管理統轄本部財務統括・ 総合企画・内部統制担当 兼管理統轄本部本部長代理

7. 2020年12月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
専務取締役 経営管理担当兼人事・秘書担当	安 田 守	専務取締役 経営管理担当
取締役 人事部長 兼管理統轄本部総務部長兼法務室長	松 浦 秀 隆	取締役 人事・秘書担当兼人事部長 兼管理統轄本部総務部長兼法務室長

8. 2021年4月1日付にて、地位及び担当が次のとおり変更されました。

新	氏名	旧
取締役 技術統轄本部本部長代理兼購買部長	赤 井 利 生	取締役 技術統轄本部購買部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（監査等委員）乾 新悟、山下義郎、小菅康太の各氏との間で当該責任限定契約を締結しております。また、2020年7月15日に退任いたしました小南博司氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（監査等委員）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	591 (-)	591 (-)	- (-)	- (-)	13 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (18)	24 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	616 (18)	616 (18)	- (-)	- (-)	17 (3)

- (注) 1. 2017年6月16日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額800百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は13名（うち、社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）です。
2. 上記の支給人数には、2020年7月15日付で退任した1名（小南博司氏）を含んでおります。
3. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については、2021年2月18日開催の取締役会にて、その概要として「継続した収益の安定と事業の成長を図るため固定報酬を基本とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、個人別の報酬は各取締役が企業価値向上にいかに関与したかを念頭に、業績結果、役位、在任年数、各取締役が担う役割・責務、将来的な業績見通し等を総合的に勘案し決定する」旨の方針を決議しております。
- また、当連結会計年度の個人別の報酬については、2020年6月19日開催の取締役会にて、代表取締役社長である福田慎太郎に具体的な内容の決定を委任することを決議いたしました。これは、当社グループ全体の業績を俯瞰し各取締役が担う役割及び責務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したことによるものです。
- なお、当社は、代表取締役社長により上記の通り委任された権限が適切に行使されるべく、代表取締役社長が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で報酬等の決定に関する基本方針に基づき作成した案を、社外取締役で構成される監査等委員会にて審議し、代表取締役社長はその意見を尊重のうえ決定することとしております。そのため、取締役会は、かかる手続きを経て決定された当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ・社外取締役（監査等委員）乾 新悟氏の兼職先である乾光海運(株)及び乾汽船(株)とは、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）山下義郎氏の兼職先である(株)カシワテック、(株)シーメイト及び尾道造船(株)とは、特別の関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）小菅康太氏の兼職先である(株)コスガの家具とは、特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	乾 新 悟	18/18	16/16
	山 下 義 郎	18/18	16/16
	小 菅 康 太	18/18	16/16

・取締役会及び監査等委員会での発言状況等

各社外取締役（監査等委員）は、取締役会で、企業経営者としての豊富な知識、経験及び専門性を活かし、主に法令遵守の見地から、質問及び意見を述べております。また、各社外取締役（監査等委員）は、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行を監査するという期待される役割に関して、監査等委員会において、取締役の業務執行状況、内部統制システムの整備及び運用状況、重要書類の監査等について意見交換及び審議を行っております。

その他、日頃から、法令遵守の徹底等についての注意喚起も行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2. 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

51百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、再任もしくは不再任につきましては、会計監査人の継続年数等を勘案し、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、「グループ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス基本規程」を定めております。
当社は、管理統轄本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その事務局を法務室に置き、当社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
また、子会社は個別にコンプライアンス体制を整備・維持し、当社はその助言・指導を行います。
- ② 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとします。
- ③ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループ社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行うこととします。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び子会社に対し、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況及び業務の効率性等について監査し、その結果を社長及び監査等委員会に報告しております。
- ⑤ 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、「情報システム管理規程」「個人情報保護基本規程」に基づき適切に対応します。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「コンプライアンス委員会」内に、子会社はその管理担当部門に、それぞれ自社のリスク管理全体を統括する組織を設け、自社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとします。また、当社は子会社のリスク管理体制について、指導・助言を行います。
- ② 当社グループを対象とする「危機管理規程」を定め、当社及び子会社において重大な不測の事態が発生した場合には、必要に応じ、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。
- ③ 当社グループの重要な投資案件の収益性、事業戦略性、運営上のリスクを事前に検討し、また、事後のモニタリングを実施するための取締役会の諮問機関として「投資委員会」を設け、当社グループの投資案件

に関するリスク管理体制を強化します。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」及び「取締役会付議基準」による重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に役付取締役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしします。
- ② 業務の運営については、年度毎に当社グループ全体の経営計画を策定し、これを当社及び子会社各部門の業務目標に落とし込み、月次で経営会議にて業績管理を行います。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め運用します。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため「グループ企業倫理行動指針」をグループ会社全てに適用します。
当社は、担当役員及び担当部署を置き、「関係会社管理規程」に従い、グループ経営会議での報告により当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとしします。
取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとしします。
- ② 子会社の取締役及び使用人は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室及びコンプライアンス委員会に報告するものとしします。内部監査室又はコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとしします。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会はその職務を補助させるため、監査等委員会事務局所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしします。

7. 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社又は子会社の取締役、使用人等に対して当社又は子会社の事業、業務又は財産に関する事項の報告を求めることができることとします。
- ② 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。
- ③ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行うとともに、当社グループの業務及び財産の状況の調査に協力します。

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告を行った当社又は子会社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (i) 「グループ企業倫理行動指針」や各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。
 - (ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。

(iii) 外部専門機関との連携状況

当社は、警察が主催する連絡会等に参加し、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。

(iv) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報を総務部にて一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の職務及び業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 定例のコンプライアンス委員会を年2回開催し、適宜、臨時のコンプライアンス委員会を開催することで、コンプライアンス施策の検討やその実施状況のモニタリング、違反事例の有無の確認や発生防止策の策定等について議論いたしました。
- ② 取締役・執行役員を含む部門長及びグループ会社のコンプライアンス担当役員に対して、年1回コンプライアンス推進責任者研修会を開催するとともに、グループ会社の担当者を含めた管理職に対して、年1回コンプライアンス管理職研修会を開催することで、実践的な集合研修を実施し、法令遵守に向けた取り組みを継続的に行いました。
- ③ 投資委員会を適宜開催し、重要な投資案件の運営上のリスク等の事前検討や、投資案件の事後のモニタリングを実施いたしました。
- ④ 当期は臨時を含め、取締役会を18回開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ⑤ グループ報告会を年4回開催し、子会社経営の管理及びモニタリングを行いました。
- ⑥ 当社グループの法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、社内通報システムへの通報件数及びその概要並びに調査結果を定期的に監査等委員会に報告しております。

本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	53,483
現金及び預金	33,075
受取手形及び売掛金	14,836
事業目的匿名組合出資金	80
貯蔵品	147
販売用不動産	3,519
未収還付法人税等	90
その他	1,742
貸倒引当金	△8
固定資産	28,276
有形固定資産	5,411
建物及び構築物	2,985
機械装置及び運搬具	24
工具・器具・備品	507
土地	1,224
リース資産	241
建設仮勘定	429
無形固定資産	2,024
電話加入権	46
ソフトウェア	414
のれん	1,551
リース資産	1
ソフトウェア仮勘定	10
投資その他の資産	20,840
投資有価証券	14,514
長期貸付金	800
長期前払費用	34
賃借不動産保証金・敷金	3,681
各種会員権	371
退職給付に係る資産	801
繰延税金資産	298
その他	395
貸倒引当金	△57
資産合計	81,759

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	16,868
支払手形及び買掛金	9,091
1年内返済予定の長期借入金	375
1年内返済予定の長期ノンリコースローン	19
リース債務	92
未払費用	2,561
未払法人税等	1,850
未払消費税等	1,402
預り金	300
前受金	320
賞与引当金	787
その他	66
固定負債	7,747
長期借入金	750
長期ノンリコースローン	2,336
リース債務	185
繰延税金負債	524
退職給付に係る負債	169
預り保証金	2,580
資産除去債務	266
持分法適用に伴う負債	1
その他	934
負債合計	24,616
純資産の部	
株主資本	55,260
資本金	3,000
資本剰余金	3,785
利益剰余金	51,248
自己株式	△2,773
その他の包括利益累計額	601
その他有価証券評価差額金	2,050
為替換算調整勘定	△1,216
退職給付に係る調整累計額	△232
非支配株主持分	1,281
純資産合計	57,143
負債純資産合計	81,759

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	104,124
売 上 原 価	81,769
売 上 総 利 益	22,354
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,807
営 業 利 益	7,546
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	197
受 取 賃 貸 料	48
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	214
保 険 配 当 金	42
助 成 金 収 入	79
為 替 差 益	122
そ の 他	44
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	24
賃 貸 資 産 関 連 費 用	46
固 定 資 産 除 却 損	35
会 員 権 評 価 損	20
そ の 他	41
経 常 利 益	8,127
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	428
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,916
法 人 税 等 調 整 額	214
当 期 純 利 益	5,397
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	113
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	5,284

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,000	3,785	47,833	△2,773	51,845
当期変動額					
剰余金の配当 (前期末)			△934		△934
剰余金の配当 (中間)			△934		△934
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,284		5,284
自己株式の取得				△0	△0
当期変動額合計	—	—	3,415	△0	3,414
当期末残高	3,000	3,785	51,248	△2,773	55,260

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,621	△1,227	△460	△65	1,249	53,029
当期変動額						
剰余金の配当 (前期末)						△934
剰余金の配当 (中間)						△934
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,284
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	428	11	227	667	31	698
当期変動額合計	428	11	227	667	31	4,113
当期末残高	2,050	△1,216	△232	601	1,281	57,143

計算書類

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	35,080	流動負債	12,305
現金及び預金	21,740	支払手形	11
受取手形	25	買掛金	6,982
売掛金	10,356	1年内返済予定の長期借入金	375
貯蔵品	58	リース債務	38
前払費用	333	未払金	462
未収入金	16	未払法人税等	1,141
短期貸付金	1,535	未払消費税等	759
立替金	508	未払給料	657
その他	507	未払社会保険料	266
貸倒引当金	△1	預り金	166
固定資産	23,465	関係会社預り金	800
有形固定資産	3,756	前受金	251
建物	1,738	賞与引当金	377
構築物	110	その他	15
機械装置	0	固定負債	2,374
車両運搬具	16	長期借入金	750
工具・器具・備品	411	リース債務	65
土地	971	繰延税金負債	357
リース資産	78	預り保証金	326
建設仮勘定	429	資産除去債務	107
無形固定資産	400	その他	767
電話加入権	19	負債合計	14,679
ソフトウェア	370	純資産の部	
リース資産	0	株主資本	41,974
ソフトウェア仮勘定	10	資本金	3,000
投資その他の資産	19,308	資本剰余金	3,756
投資有価証券	5,727	資本準備金	498
関係会社株式	10,436	その他資本剰余金	3,257
長期貸付金	19	利益剰余金	37,991
関係会社長期貸付金	907	利益準備金	251
前払年金費用	791	その他利益剰余金	37,740
賃借不動産保証金・敷金	900	別途積立金	12,310
各種会員権	329	繰越利益剰余金	25,430
長期滞留債権	24	自己株式	△2,773
賃貸建物	57	評価・換算差額等	1,892
賃貸土地	53	その他有価証券評価差額金	1,892
その他	114		
貸倒引当金	△53		
資産合計	58,546	純資産合計	43,866
		負債純資産合計	58,546

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	63,941
売 上 原 価	50,926
売 上 総 利 益	13,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,523
営 業 利 益	4,491
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	55
受 取 配 当 金	1,563
受 取 賃 貸 料	48
保 険 配 当 金	29
受 取 経 営 指 導 料	36
為 替 差 益	122
雑 収 入	38
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21
賃 貸 資 産 関 連 費 用	46
固 定 資 産 除 却 損	23
会 員 権 評 価 損	20
雑 損 失	11
経 常 利 益	6,263
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	428
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2
税 引 前 当 期 純 利 益	6,694
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,728
法 人 税 等 調 整 額	54
当 期 純 利 益	4,910

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,000	498	3,257	3,756
当期変動額				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	3,000	498	3,257	3,756

	株 主 資 本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	251	12,310	22,388	34,950	△2,773	38,933
当期変動額						
剰余金の配当（前期末）			△934	△934		△934
剰余金の配当（中間）			△934	△934		△934
当期純利益			4,910	4,910		4,910
自己株式の取得					△0	△0
当期変動額合計	—	—	3,041	3,041	△0	3,041
当期末残高	251	12,310	25,430	37,991	△2,773	41,974

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,510	1,510	40,444
当期変動額			
剰余金の配当 (前期末)			△934
剰余金の配当 (中間)			△934
当期純利益			4,910
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	381	381	381
当期変動額合計	381	381	3,422
当期末残高	1,892	1,892	43,866

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

日本管財株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木下 昌久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

内園 仁美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本管財株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、

計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

日本管財株式会社 監査等委員会

監査等委員長

監査等委員

監査等委員

乾 新悟
山下 義郎
小菅 康太

(注) 監査等委員 乾 新悟、山下 義郎、小菅 康太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。